

排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る規制基準

- 1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により規制基準となる流量を算出する。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

- 2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度十五度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）